

平素は大阪市営地下鉄・ニュートラムをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当局は「お客さま第一主義」を経営理念としてお客さまへ質の高いサービスを提供してまいりました。この「お客さま第一主義」は、お客さまにサービスをお届けするうえで普遍的価値を有する理念であり、引き続き、全職員が共有するとともに、さらに深化させて参ります。

現在、交通局は民営化に向けた準備を進めておりますが、鉄道事業において安全の確保は鉄道事業者の使命であります。職員の一人ひとりが常に安全を意識することが大切であり、民営となっても変わることのない使命として安全を追求いたします。今後もお客さまに安心してご利用いただける市営地下鉄を引き続き運営してまいります。

大阪市交通局長

藤本昌信

この安全報告書は、軌道法及び鉄道事業法に基づき、地下鉄及びニュートラムに関する大阪市交通局の輸送の安全確保のための体制や、平成 24 年度に実施した鉄道輸送の安全確保のための取組みや情報を公開するものです。

皆さまの忌憚のないご意見、ご感想をお伺いし、安全輸送についてのご期待にお応えするとともに、お客さまや市民の皆さまに安心してご利用いただける市営交通をめざしてまいりたいと存じます。



私たちは、全てのお客さまに安心して地下鉄・ニュートラムをご利用いただけるよう、日々輸送の安全確保に取り組んでいます。そのため、「輸送の安全の確保に関する規程」を制定し、そこに明記されている綱領を常に意識しながら、安全方針の実践に努めています。

綱 領

- 1 安全の確保は、輸送の生命である。
- 2 規程の遵守は、安全の基礎である。
- 3 執務の厳正は、安全の要件である。

安全方針

私たちは「安全はすべてに優先する」との強い決意を持ち、一丸となってお客さまに安心・信頼してご利用頂ける輸送サービスを提供します。

- 1 職務の遂行にあたっては、確認の励行に努め、常に「お客さまが最も安全である」ということを判断の基本として行動します。
- 2 輸送の安全に関する法令及び規程を熟知し、厳正かつ確実に職務を遂行します。
- 3 事故・災害の発生時には、お客さまの救護を最優先に行動し、二次災害の防止など速やかに安全適切な処置をとります。
- 4 輸送の安全に関する情報は、正確かつ迅速に共有するとともに公表に努め、事故の未然防止に取り組みます。
- 5 常に知識・技術・技能の向上に努め、輸送の安全確保に取り組みます。
- 6 日々、安全を確保するため、業務の継続的な改善に取り組みます。

ー口メモ

綱領は、鉄道営業法第 1 条に基づく「運転の安全の確保に関する省令」において、従事員が服ようすべき運転の安全に関する規範として示されており、交通局も「輸送の安全の確保に関する規程」に明記している。